



産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

- ▶ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場について、産廃特措法に基づく事業の完了後においても「場内に残置された廃棄物の有する潜在リスク」が存在するため、安全性の確保に必要なモニタリング等の費用に係る財政支援を継続されたい。

【提案・要望先】環境省、総務省、財務省

1. 提案・要望内容

産廃特措法事業完了後も継続して行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組に係る財政支援

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場において、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了後も継続して行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組（モニタリング、水処理、構造物の維持管理等）の費用に係る財政支援の継続

2. 提案・要望の理由

(1) 継続した取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て策定した実施計画により、国の財政支援を受け令和4年度までの予定で特定支障除去等事業を実施中。
- 当該事業では遮水等を行ったうえで廃棄物の一部を場内に残置する工法をとっており、事業完了後においても残置廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、住民の安全・安心の確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理、構造物の維持管理等）が必要。

これらの取組に毎年1億円以上の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。

- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

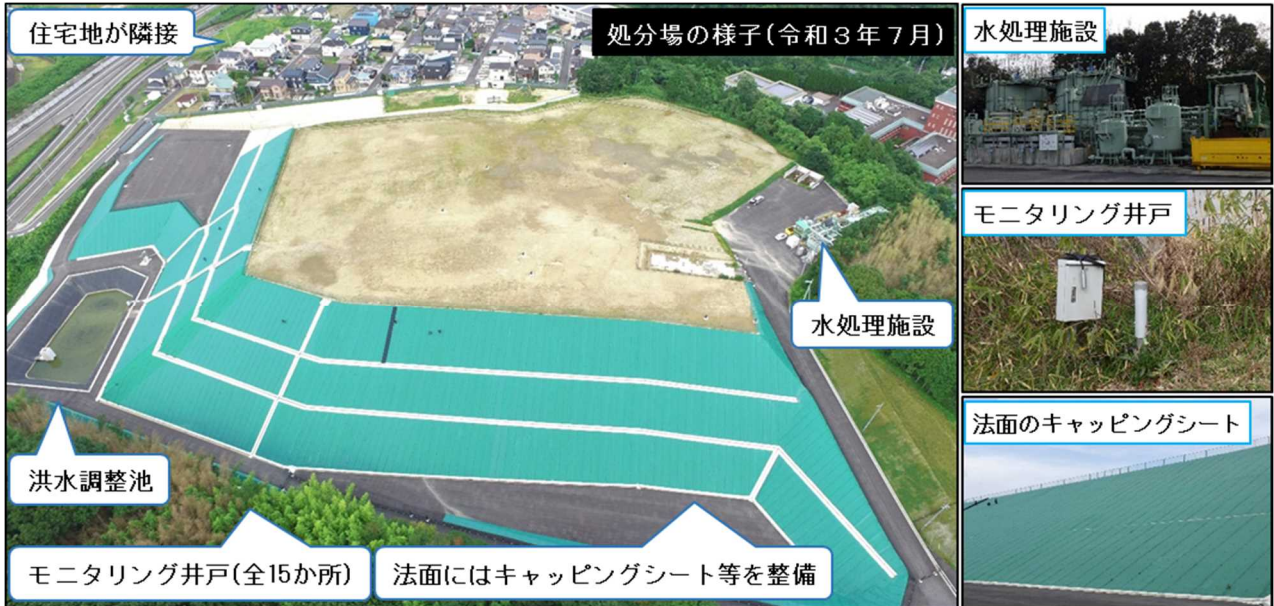
(2) 財政支援の妥当性（公平性の観点、附帯決議の存在）

- 産業廃棄物が都道府県境を超えて広域処理されていることを踏まえ、公平性の観点から、産廃特措法事業完了後の安全確保についても国による財政支援が妥当。
- 平成24年の産廃特措法の延長時には、「全量撤去方式以外の支障の除去等の実施に当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」等の衆議院環境委員会附帯決議が存在。

(本県の取組状況と課題)

(1) 産廃特措法に基づく事業の実施

令和2年度末に計画どおり対策工事を完了したが、潜在リスクに対する周辺住民の安全・安心の確保に向けてモニタリングや水処理、構造物の維持管理等を実施している。



(2) 今後の取組予定

今後の取組予定は次のとおりであり、産廃特措法が失効する令和5年度以降も、モニタリングや水処理、構造物の維持管理等を継続する必要がある。

内容・年度		R2	R3	R4	R5~R7	R8~
①	工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
	工事期間中のモニタリング(騒音、振動、臭気、地下水水質等)	→				
	目標達成や有効性確認に向けた追加的調査		→	→	→	→
②	継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
	水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)		→	→	→	→
	構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
③	地元住民等との協議会		→	→	→	→
	跡地利用の検討、アーカイブ作成、費用求償等		→	→	→	→

産廃特措法(R4年度末失効)による国の財政支援

【R4年度末】実施計画に定める目標の達成期限

【R7年度末】住民との協定書に基づく二次対策工事の有効性確認

※①：対策工事やそれに伴う取組

②：住民の安全・安心の確保に向けて継続が必要な取組 → 国の支援が必要

③：県として継続的に行う取組

担当：琵琶湖環境部
最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670